

省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者等の負担軽減を図るため、省エネルギー化を目的とした設備投資を促進するための省エネルギー化設備投資支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び個人事業主をいう。ただし、農業、漁業及び林業を行う個人事業主を除く。

(2) トップランナー基準 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた、省エネルギー性能の向上を促すための目標基準をいう。

(3) 省エネルギー化設備 別表に掲げる設備であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア トップランナー基準に基づく省エネ基準達成率が100%以上であるもの。

イ トップランナー基準がない場合において、これらと同等のエネルギー削減効果が認められるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 鳴門市内に事業所を有する法人又は個人であること。

(2) 申請日において営業し、かつ、補助金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者

(2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

(3) 補助金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が省エネルギー化設備を導入する事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 鳴門市内の事業所で実施するもの。
- (2) 鳴門市内に事業所、支店又は営業所を有する者から設備等を購入するもの。
- (3) 令和5年3月15日までに事業が完了するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) リース取引により取得するもの。
- (2) 導入する設備の全部又は一部について、他の補助制度の交付を受けているもの。

（申請期限）

第5条 補助金の申請期限は令和5年3月1日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の設備導入に必要となる購入費、本工事費、付帯工事費及び撤去処分費とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額とし、1事業所当たり30万円を限度とする。ただし、補助対象者が鳴門市内に複数の事業所を有する場合は、1補助対象者当たり30万円を上限とする。

2 前項により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、第5条に定める申請期限までに省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、補助対象者が鳴門市内に複数の事業所を有するときは、それぞれの事業所ごとに申請するものとする。

- (1) 導入する設備の形状、規格等が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第3条の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、規則第3条に規定する書類に代えて、前項に掲げる書類とする。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をし、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該対象者に通知するものとする。

（補助金を交付しない旨の決定）

第10条 市長は、第8条の規定により提出された申請書を審査した結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、省エネルギー化設備投資支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しない旨を対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、速やかに省エネルギー化設備投資支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

- (1) 設備の導入前後の状況を示す写真
- (2) 補助事業の経費の内訳が確認できる売買契約書等の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第11条の規定により実績報告書に添付する書類は、規則第8条に規定する書類に代えて、前項に掲げる書類とする。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー化設備投資支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求の日から30日以内に口座振り込みの方法により補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第15条 補助対象者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。

(3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りでない。

(調査)

第18条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 交付申請を行った対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	対象設備
空調設備、換気設備	エアコン、換気設備 等
照明設備	LED 照明、人感センサー 等
給湯設備	ボイラー、給湯器 等
冷凍冷蔵設備	冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵ショーケース、 製氷機 等
産業用モーター	モーター本体、コンプレッサ、送風機 等

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

住 所 _____
事業所の名称 _____
代表者職氏名 _____

省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付申請書

省エネルギー化設備投資支援事業補助金について、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業所の情報

事業所名	
所在地	
業種分類	<input type="checkbox"/> ア卸売業 <input type="checkbox"/> イサービス業 <input type="checkbox"/> ウ小売業 <input type="checkbox"/> その他()
従業員数	人
担当者	担当者名 連絡先

2 設備の導入計画

	分類	製品名	型番	対象経費(税抜)
導入設備	<input type="checkbox"/> 空調設備、換気設備			円
	<input type="checkbox"/> 照明設備			円
	<input type="checkbox"/> 給湯設備			円
	<input type="checkbox"/> 冷凍冷蔵設備			円
	<input type="checkbox"/> 産業用モーター			円
				計
導入設備の用途 ・事業効果等				
着手予定日	年	月	日	
完了予定日	年	月	日	
購入(施工)業者	名称			
	所在			

※導入する設備の形状、規格等が確認できる書類（表示ラベル、カタログ等）、補助対象経費の精算根拠となる見積書の写し等を添付してください。

3 補助金交付申請額 _____ 円

※補助対象経費の3分の2（千円未満は切り捨て、算出した額が30万円を超える場合は上限30万円）となります。

様式第2号（第9条関係）

鳴門市指令第 号
年 月 日

様

鳴門市長

省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった省エネルギー化設備投資支援事業補助金の
交付について、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記
のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

以上

様式第3号（第10条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

省エネルギー化設備投資支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった省エネルギー化設備投資支援事業補助金の
交付について、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下
記のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定理由

以上

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）

鳴門市長

住 所 _____
申 請 者 事業所の名称 _____
代表者職氏名 _____
担当者名 _____
連絡先TEL _____

省エネルギー化設備投資支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があった省エネルギー化設備投資支援事業補助金に係る補助事業を完了しましたので、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

実施内容 (該当する番号に○)	(1) 交付申請書のとおり (2) その他（下記に内容記載）
添付書類	(1) 設備の導入前後の状況を示す写真 (2) 補助事業経費の内訳が確認できる売買契約書等の写し (3) 補助事業に係る領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定額	円
補助対象経費合計 (税抜き)	円

様式第5号（第12条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

省エネルギー化設備投資支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった省エネルギー化設備投資支援事業補助金について、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の名称 省エネルギー化設備投資支援事業補助金
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 確定額 _____ 円

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

住 所 _____
申 請 者 事業所の名称 _____
代表者職氏名 _____ 印
担当者名 _____
連絡先TEL _____

省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があった補助金について、省エネルギー化設備投資支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の名称 省エネルギー化設備投資支援事業補助金

2 請 求 額 _____ 円

3 振 込 先 金 融 機 関 名 _____

支 店 名 _____ 支店

預 金 種 別 _____ 普通 ・ 当座

口 座 番 号 _____
(右 詰 記 入)

口 座 名 義 _____
(カ タ カ ナ 記 入)

※振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。

※口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。